10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場

1. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

(1)調査結果の概要

① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

a. 文献その他の資料調査

「第 3 章　3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況　2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」に記載のとおりである。なお、参照した文献は表 3.1-43 のとおりである。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

a. 文献その他の資料調査

(a) 調査地域

調査地域は工事関係車両の主要な走行ルートの周囲並びに対象事業実施区域及びその周囲とした。

(b) 調査期間

調査期間は入手可能な最新の資料を用いて実施した。

(c) 調査方法

抽出した主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、当該情報の整理及び解析を行った。

(d) 調査結果

文献及びその他の資料による調査結果は、「第 3 章　3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況　2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」のとおりである。なお、参照した文献は表 3.1-43 のとおりである。

b. 現地調査

(a) 調査地点

調査地点は「② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 a.文献その他の資料調査」の調査結果を踏まえ、図 10.1.8-1 の 5 地点とした。

(b) 調査期間

調査期間は以下のとおり、実施した。また、景観の現地調査時等にも随時状況を確認した。

令和 3 年 7 月 22 日、25 日

(c) 調査方法

抽出した主要な人と自然との触れ合いの活動の場について現地踏査を行い、利用の状況及び利用環境の状況、アクセス状況等を把握した。

(d) 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 10.1.8-1 のとおりである。

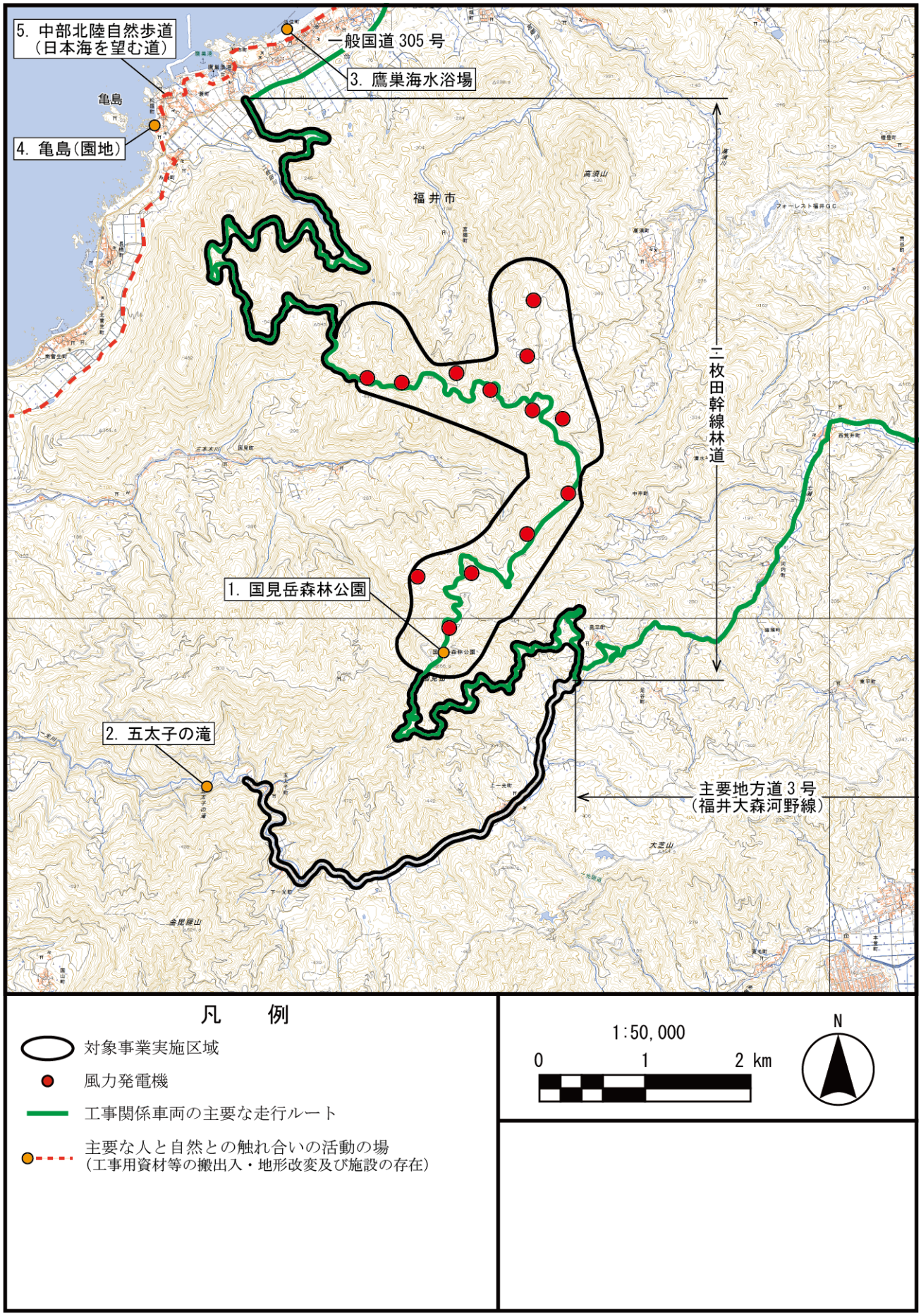

図 10.1.8-1　主要な人と自然との触れ合いの活動の場

表 10.1.8-1(1-1)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1	調査項目		調査結果
国見岳森林公園	地点位置及びアクセスルート		・対象事業実施区域内に位置しており、かつ工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の二枚田幹線林道沿いに位置する。
	利用環境の状況	文献その他の資料調査結果	・標高 656m の国見岳山頂に位置している公園である。 ・平成 30 年度に宿泊施設を廃止している。その後は土日祝日のみ管理事務所を営業しており、バーベキュー炉の貸し出しは行われていたが、令和 3 年度からは休園中である。 ※関係機関への聞き取りによると、令和 3 年度末に閉園予定である。
		現地調査結果	・二枚田幹線林道沿いの公園入口（①）には「休園中」の貼り紙が掲示され、立入禁止となっていたが、駐車可能なスペースがあり、敷地内に入ることも可能であった。 ・園内には芝生広場（②）を中心に管理事務所、炊事舎、ログハウス、バンガロー（③）等が設置されていたが、現地調査時は閉鎖されており、遊具は老朽化による使用禁止のロープが張られている状態であった。ただし、一部トイレは閉鎖されておらず、利用可能と見られる状態であった（④）。 ・園内は樹木の多い状況で、周囲が開けていない場所も多かったが、管理事務所の裏手からは北方向が開け、本事業計画地も広く視認できる状況であった。 ・二枚田幹線林道沿いには路傍駐車場があり（⑤）、現地調査時は電波塔保守作業用車両が駐車中であった。路傍駐車場からオートキャンプ場に立ち入ることは可能であったが、場内は草が繁茂している状況であった（⑥）。 ・二枚田幹線林道の東側に位置するオートキャンプ場へとつながる遊歩道は、入口が塞がっており（⑦）、遊歩道として機能している様子は窺えなかった。 ・現地案内板に示されていた北側のサイクリングロードやマレットゴルフ場は既になく、二枚田幹線林道沿いの駐車場と中部大学国見岳実験所を確認した（⑧）。なお、二枚田幹線林道沿いのトイレについては、現地調査時は閉鎖されている状況であった。
	利用の状況	利用者数	・文献その他の資料によると、平成 7 年度は最多の 16,740 人、近年は 2,000～3,000 人台で推移し、平成 28 年度は 2,490 人、平成 29 年度は 2,466 人であった。平成 30 年度以降は宿泊施設が廃止され、令和 3 年度からは休園中である。
		催事状況	・平成 30 年度以降の催事に関する情報は特段得られなかった。
		現地調査結果	・現地調査時は単身で来訪していた男性を 1 名確認した。入口横の駐車可能スペースに車を停めており、目的は園内のトイレ利用であった。 ・その他、景観の現地調査時等にも状況を確認したが、休園中のため利用者は確認できなかった。

現地案内板より

※図内の番号は、上記の「現地調査結果」並びに表 10.1.8-1(1)の「現地の状況」に対応する。

表 10.1.8-1(1-2)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1	調査項目	調査結果	
国見岳森林公園	現地の状況	 ①公園入口 ※「休園中 使用禁止」の掲示あり	 ②芝生広場より園内の様子 ※左：炊事舎、右：管理事務所
		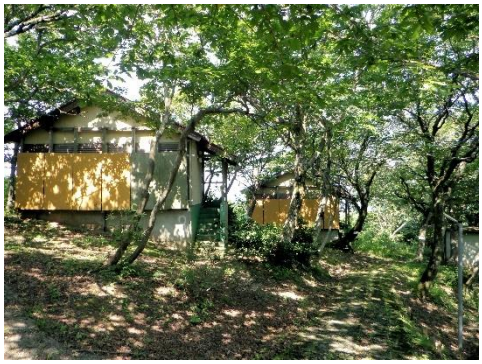 ③バンガロー ※閉鎖中	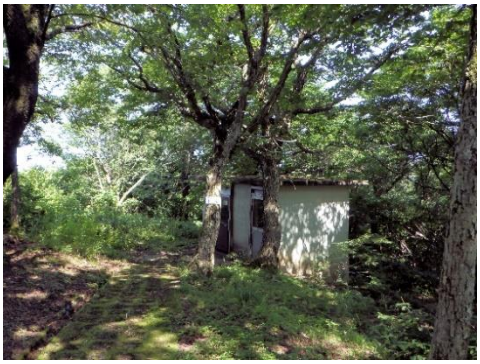 ④利用可能と見られたトイレ ※園内奥に位置
		 ⑤二枚田幹線林道 ※左：駐車可能スペース、右奥：路傍駐車場	 ⑥オートキャンプ場サイト ※草が繁茂している状況
		 ⑦二枚田幹線林道より遊歩道入口 ※草に覆われた案内板あり	 ⑧中部大学国見岳実験所と駐車場 ※調査員の車を停車中

表 10.1.8-1(2)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

2	調査項目		調査結果
五太子の滝	地点位置及びアクセスルート		・対象事業実施区域の南側、最寄りの風力発電機より約 2.8km に位置している。 ・工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定であった一般県道 183 号沿いに入口が位置している。
	利用環境の状況	文献その他の資料調査結果	・国見岳の西南に位置する一光川の上流にある落差 20m の滝である。 ・水音が鼓を打つ響きに似ていることから「鳴滝」とも呼ばれている。渓流沿いには遊歩道が整備されている。
		現地調査結果	・一般県道 183 号から枝道を入りすぐのところに駐車場（①）が整備され、7 台程度収容可能な状況であった。駐車場の奥からは滝へとつながる遊歩道が整備されていた。 ・駐車場から 30m 程度北側には、一般県道 183 号から直接滝へと降りることができる階段（②）も設置されており、その横には 3 台程度駐車可能なスペースが整備されていた。 ・遊歩道は、駐車場周辺は坂道となっており、滝の周辺は階段が設置されている状況であった（③）。階段はいずれも狭く、柵も一部老朽化している等、利用時は注意が必要な状態であったが、渓流の傍まで降りることが可能であり、滝壺には滝見台が設置されていた（④）。その他には入口 2 か所に標識が設置されていたが、案内板や解説板、トイレ等の施設設備は確認できなかった。 ・滝は谷底に位置し、遊歩道や階段も一般県道 183 号から樹木の間を降りていく状況のため、本事業計画地方向は視認できない状況であった。
	利用の状況	利用者数	・統計情報等からは特段情報を得られなかった。
		催事状況	・催事に関する情報は特段得られなかった。
		現地調査結果	・現地調査時、駐車場には福井ナンバーの車が 1 台停車しており、乳児を連れた若いご夫婦が遊歩道を散策している様子を確認した。
	現地の状況		 ①一般県道 183 号より駐車場への入口 ②一般県道 183 号より滝へ直接降りる階段入口 ③滝への階段 ④左：滝、右：滝見台

表 10.1.8-1(3)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

<table>
<tr><td>3</td><td colspan="2">調査項目</td><td>調査結果</td></tr>
<tr><td rowspan="6">鷹巣海水浴場</td><td colspan="2">地点位置及び
アクセスルート</td><td>・対象事業実施区域の北西側、最寄りの風力発電機より約 3.5km に位置している。
・工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の一般国道 305 号から脇道を入ったところに位置している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用環境の状況</td><td>文献その他の資料調査結果</td><td>・透明度の高いことで知られる海水浴場。近くには多くの民宿や旅館があり、マリンスポーツ、キャンプ、釣り、ドライブを楽しむことができる。
・加賀越前国定公園の利用計画における園地や野営場も所在する。</td></tr>
<tr><td>現地調査結果</td><td>・一般国道 305 号から海水浴場への脇道は複数あり、国道沿いには誘導標示が設置されていた。駐車場は、現地調査時は一部閉鎖されていたが、計 500 台程度収容可能な状況であった。
・浜にはトイレ、温水シャワーを備えた浜茶屋が設置されていた。救護室や監視所は確認できなかった。
・海を背にして眺める状況となるが、本事業計画地方向は開けている状況であった。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用の状況</td><td>利用者数</td><td>・福井県の「海水浴場水質調査結果について（令和 2 年)」によると、令和元年の利用者数は 3 万 8 千人であった。</td></tr>
<tr><td>催事状況</td><td>・催事に関する情報は特段得られなかった。</td></tr>
<tr><td>現地調査結果</td><td>・400 名程度の利用者があり、家族連れ、若者のグループが多い状況であった。浜の広さに対し利用者数は比較的少なく、海水浴（①)、日光浴、ビーチバレー（②)、バーベキューを広々と楽しむ様子を確認した。
・現地調査時、駐車場（③）には 100 台程度の車が駐車しており、半数以上は県内ナンバーであったが、金沢、富山、名古屋、岐阜、和歌山、神戸、京都、大阪のナンバーも確認した。</td></tr>
<tr><td colspan="3">現地の状況

①海水浴場

②ビーチバレー利用

③駐車場

④本事業計画地方向</td></tr>
</table>

表 10.1.8-1(4)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

<table>
<tr><td>4</td><td colspan="2">調査項目</td><td>調査結果</td></tr>
<tr><td rowspan="7">亀島（園地）</td><td colspan="2">地点位置及び
アクセスルート</td><td>・対象事業実施区域の北西側、最寄りの風力発電機より約 3.2km に位置している。
・一般国道 305 号から脇道を入ったところに位置している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用環境の状況</td><td>文献その他の資料調査結果</td><td>・まるで亀が海に向かって泳ぎ出すかのように見える、周囲約 2km の島である。
・越前加賀海岸国定公園の利用計画における「亀島園地」が所在し、周囲では散策や釣り利用が見られる。</td></tr>
<tr><td>現地調査結果</td><td>・一般国道 305 号から集落内の道を通ると「亀島園地」の案内板と駐車場があり、駐車場は 5 台程度収容可能な状況であった。
・園地は芝生の状態で、トイレと水飲み場が設置されている他、周囲には「亀島遊歩道」が整備されていた。園地から亀島へは泳いで渡る状況であった。
・園地から本事業計画地方向は近傍の山に遮られている状況であった。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用の状況</td><td>利用者数</td><td>・統計情報等からは特段情報を得られなかった。</td></tr>
<tr><td>催事状況</td><td>・催事に関する情報は特段得られなかった。</td></tr>
<tr><td>現地調査結果</td><td>・現地調査時、駐車場（①）には 9 台の車（福井ナンバー6 台、三重、滋賀、名古屋ナンバー各 1 台）があり、一部の車両は遊歩道や民家の敷地に乗り入れている状態であった。利用者は幼児連れの親子、犬を連れたご夫婦、3～4 人組の若者グループ数組の計 20 名程度で、園地内の散策、日光浴、水遊び、海水浴、素潜りの利用を確認した（②）。
・中部北陸自然歩道の現地調査時には、「亀島園地」及びその周辺の磯にて 16 名程度の利用者があり、海水浴、素潜りの利用を確認した（③）。</td></tr>
<tr><td colspan="3">現地の状況</td></tr>
</table>

①駐車場
※奥：亀島

②手前：亀島園地、奥：亀島
※利用者とテントあり

③左：亀島、右：亀島園地
※海水浴利用者あり

④本事業計画地方向
※近傍の山に遮られている状況

表 10.1.8-1(5-1)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

5	調査項目		調査結果
中部北陸自然歩道（日本海を望む道）	地点位置及びアクセスルート		・対象事業実施区域の西側、最も風力発電機に近接する地点で約 2.5km に位置している。 ・一部区間が工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の一般国道 305 号と並行している。
	利用環境の状況	文献その他の資料調査結果	・中部北陸自然歩道は中部北陸 8 県にまたがる長距離自然歩道で、総延長は約 4,029km である。そのうちの 1 つである本コースは、福井市西畑町～福井市鮎川町までの約 10.8km のコースで、見所は「鷹巣海水浴場」、「亀島」となっている。
		現地調査結果	・現地調査は、鷹巣海水浴場（①）～水分神社（⑧）の区間において実施。調査区間内で本事業計画地が視認できる地点は限られていた。 ・一部区間は「鷹巣遊歩道」及び「亀島遊歩道」と重複しており、「鷹巣遊歩道」及び「亀島遊歩道」の区間では案内板や柵等、整備されている様子を確認した。本歩道専用の駐車場は確認できなかったが、鷹巣海水浴場や鷹巣漁港をはじめ、駐車可能なスペースは複数確認した。 ・調査区間内で人が集う可能性があると推測する地点は、「鷹巣海水浴場」、「鷹巣漁港」、「亀島」、「松蔭町漁港」、「水分神社」であった。 ※水分神社の南側区間が本事業の風力発電機に最も近接するが、周辺は可視領域計算上で不可視である。
	利用の状況	利用者数	・統計情報等からは特段情報は得られず、関係機関に聞き取りを行ったところ、コースごとの利用者数は把握していないとのことであった。
		催事状況	・催事に関する情報は特段得られなかった。
		現地調査結果	現地調査時、利用者は以下の地点で確認した。 ・鷹巣海水浴場の南端、鷹巣遊歩道入口周辺（①）では 30 名程度の利用者を確認した。若者のグループが多く、海水浴、バーベキュー、日光浴等の利用であった。 ・入口の階段を上がった歩道沿いの磯（②）でも 15 名程度の利用者を確認した。海水浴場の範囲外だが、海水浴や素潜り、ゴムボートによる利用であった。 ・鷹巣漁港（③）周辺では、禁止されている魚釣りの利用者を 30 名程度確認した。家族連れや 2～3 人のグループも見られたが、大半が単身男性の利用であった。 ・松蔭町の漁港（⑤）では釣り利用者 3 名、亀島遊歩道沿いに位置する糸崎園地（⑥）では海水浴や素潜りの利用者計 16 名程度を確認した。 ・散策利用については、鷹巣海水浴場（①）～鷹巣漁港（③）を往復したという男女 2 名のみ確認した。一般国道 305 号も含めたその他の地点では、散策と見られる利用は確認できなかった。

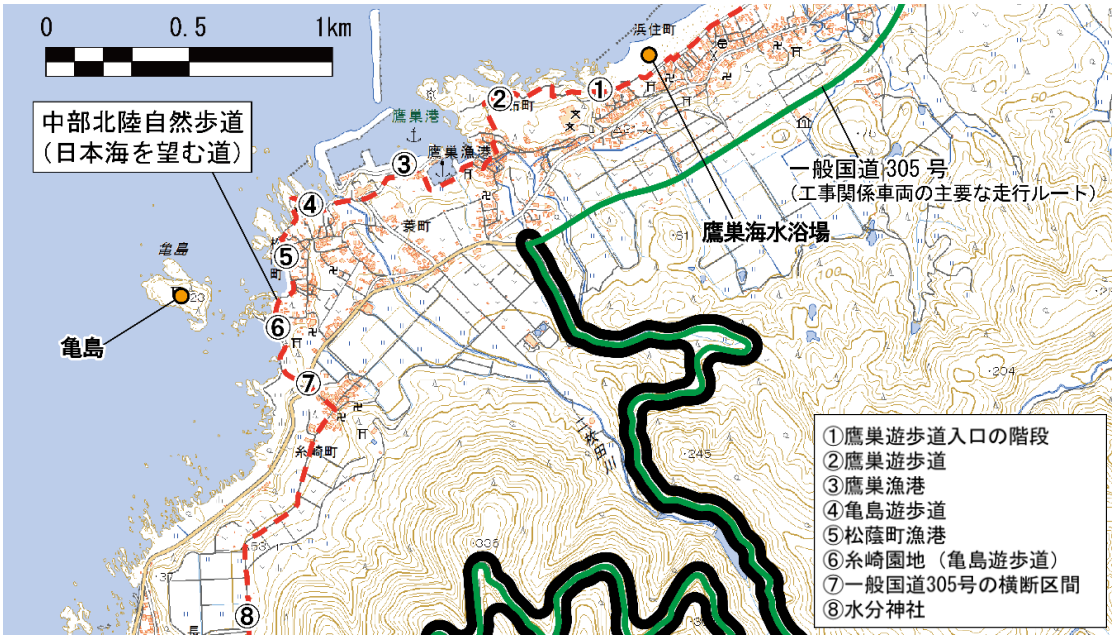

表 10.1.8-1(5-2)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

5	調査項目	調査結果	
中部北陸自然歩道（日本海を望む道）	現地の状況	 ①鷹巣遊歩道入口の階段 ※右：鷹巣海水浴場の利用者	 ②鷹巣遊歩道 ※奥の磯では素潜りの利用あり
		 ③鷹巣漁港　※釣り利用あり	 ④亀島遊歩道
		 ⑤松蔭町漁港 ※周辺では釣り利用あり	 ⑥糸崎園地（亀島遊歩道） ※周辺では海水浴、素潜りの利用あり
		 ⑦一般国道 305 号の横断区間 ※左：調査員の車を停車中	 ⑧水分神社 ※調査員の車を停車中

(2) 予測及び評価の結果

① 工事の実施

a. 工事用資材等の搬出入

(a) 環境保全措置

工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- 工事関係者の通勤に当たっては、乗り合いの促進により、工事関係車両台数を低減する。
- 工事工程の調整等により、工事関係車両台数の平準化に努め、建設工事のピーク時の走行台数の低減を図る。
- 周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時の交通量を低減できるよう、工事関係車両の走行台数の調整に努める。
- 急発進、急加速の禁止並びにアイドリングストップの実施等のエコドライブを徹底する。また、人と自然との触れ合いの活動の場を通行する際及び利用者を見かけた際には減速を徹底する。
- 関係機関等に随時確認を行い、イベント等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性がある場合には、該当日並びに該当区間において工事関係車両の走行を可能な限り控えることを含め、配慮する。
- 定期的な会議等の実施により、工事関係者へ環境保全措置の内容を周知徹底する。

(b) 予　測

ｱ. 予測地域

予測地域は工事関係車両の主要な走行ルートの沿道とした。

ｲ. 予測地点

予測地点は現地調査を実施した5地点（国見岳森林公園、五太子の滝、鷹巣海水浴場、亀島（園地）、中部北陸自然歩道（日本海を望む道））とした。

ｳ. 予測対象時期

工事計画に基づき、工事関係車両の交通量が最大となる時期とした。

ｴ. 予測手法

環境保全のために講じようとする措置を踏まえ、工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化を予測し、利用特性への影響を予測した。

ｵ. 予測結果

予測結果は表 10.1.8-2 のとおりである。

表 10.1.8-2　主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果
（工事用資材等の搬出入）

番号	予測地点	予測結果
1	国見岳森林公園	本園は対象事業実施区域内に位置しており、工事期間中、周辺を工事関係車両が走行する。 しかし、本園は令和 3 年度末で閉園予定のため、工事用資材等の搬出入による影響は生じないと予測する。
2	五太子の滝	本地点は、工事関係車両の走行ルートとして利用予定であった一般県道 183 号沿いに入口が位置している。 しかし、方法書時点から事業計画を変更し、一般県道 183 号は工事関係車両の走行ルートとして利用しない計画としたこと、工事関係車両の主要な走行ルートである主要地方道 3 号を経由して来訪する可能性はあるものの五太子の滝へのアクセスが集中する可能性は低いことから、工事用資材等の搬出入により本地点の利用及びアクセスを阻害しないと予測する。
3	鷹巣海水浴場	本地点は、工事関係車両の主要な走行ルートとして利用する一般国道 305 号から脇道を入ったところに位置している。 しかし、対象事業実施区域の周囲に位置する一般国道 305 号の交通量は 4,223 台/16 時間程度である一方、本事業による工事関係車両の交通量は基礎コンクリートの打設日（ピーク時）でも 390 台/14 時間であり、工事期間中の交通量は最大で現況の約 1.11 倍である。 また、基礎コンクリートの打設日は一基当たり 2 日程度と短期間であること、「人と自然との触れ合いの活動の場の利用者を見かけた際には減速する」等の環境保全措置も講じていることから、工事用資材等の搬出入により本地点の利用及びアクセスを阻害しないと予測する。
4	亀島（園地）	本地点は、工事関係車両の走行ルートとして利用予定の一般国道 305 号から脇道を入ったところに位置している。 しかし、方法書時点から事業計画を変更し、一般国道 305 号のうち本地点周辺の区間は工事関係車両の走行ルートとして利用しない計画としたこと、一般国道 305 号を経由または横断して来訪する可能性はあるものの亀島へのアクセスが集中する可能性は低いこと、一般国道 305 号の交通量は 4,223 台/16 時間程度である一方、本事業による工事関係車両の交通量は基礎コンクリートの打設日（ピーク時）でも 390 台/14 時間であり、工事期間中の交通量は最大で現況の約 1.11 倍であることから、工事用資材等の搬出入により本地点の利用及びアクセスを阻害しないと予測する。
5	中部北陸自然歩道 （日本海を望む道）	本道は、工事関係車両の主要な走行ルートとして利用する一般国道 305 号から脇道を入ったところに位置している。 しかし、対象事業実施区域の周囲に位置する一般国道 305 号の交通量は 4,223 台/16 時間程度である一方、本事業による工事関係車両の交通量は基礎コンクリートの打設日（ピーク時）でも 390 台/14 時間であり、工事期間中の交通量は最大で現況の約 1.11 倍である。 また、基礎コンクリートの打設日は一基当たり 2 日程度と短期間であること、「人と自然との触れ合いの活動の場の利用者を見かけた際には減速する」等の環境保全措置も講じていることから、工事用資材等の搬出入により本道の利用及びアクセスを阻害しないと予測する。

注：1. 表中番号は、図 10.1.8-1 に対応する。
　　2. 交通量については、「10.1.1 大気環境　表 10.1.1.1-8　交通量の調査結果」より作成した。

(c) 評価の結果

ｱ. 環境影響の回避、低減に関する評価

工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するための環境保全措置は以下のとおりである。

・工事関係者の通勤に当たっては、乗り合いの促進により、工事関係車両台数を低減する。
・工事工程の調整等により、工事関係車両台数の平準化に努め、建設工事のピーク時の走行台数の低減を図る。
・周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時の交通量を低減できるよう、工事関係車両の走行台数の調整に努める。
・急発進、急加速の禁止並びにアイドリングストップの実施等のエコドライブを徹底する。また、人と自然との触れ合いの活動の場を通行する際及び利用者を見かけた際には減速を徹底する。
・関係機関等に随時確認を行い、イベント等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性がある場合には、該当日並びに該当区間において工事関係車両の走行を可能な限り控えることを含め、配慮する。
・定期的な会議等の実施により、工事関係者へ環境保全措置の内容を周知徹底する。

上記の環境保全措置を講じることにより、工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

② 土地又は工作物の存在及び供用

a. 地形改変及び施設の存在

(a) 環境保全措置

地形改変及び施設の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

・既存道路の活用により、事業の実施に伴う土地の改変を最小限に抑え、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲には可能な限り改変が及ばない計画とする。

・樹木の伐採は必要最小限にとどめるとともに、造成工事により生じた裸地部のうち、切盛法面は適切に緑化を行い、植生の早期回復に努める。

・風力発電機は周囲の環境になじみやすいよう、環境融和色に塗装する。

(b) 予　測

ｱ. 予測地域

対象事業実施区域及びその周囲とした。

ｲ. 予測地点

現地調査を実施した 5 地点（国見岳森林公園、五太子の滝、鷹巣海水浴場、亀島（園地）、中部北陸自然歩道（日本海を望む道））とした。

ｳ. 予測対象時期

すべての風力発電施設等が完成した時期とした。

ｴ. 予測手法

環境保全のために講じようとする措置を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布及び利用環境の改変の程度を把握した上で、利用特性への影響を予測した。

ｵ. 予測結果

予測結果は、表 10.1.8-3 のとおりである。

表 10.1.8-3　主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果
（地形改変及び施設の存在）

番号	予測地点	予測結果
1	国見岳森林公園	本園は対象事業実施区域に位置しており、風力発電機に近接する。 しかし、本園は令和 3 年度末で閉園予定のため、地形改変及び施設の存在による影響は生じないと予測する。
2	五太子の滝	本地点に直接的な改変は及ばない。 また、最寄りの風力発電機から約2.8kmの離隔を確保していること、本地点から風力発電機は視認できないことから、地形改変及び施設の存在により本地点の現況の利用を阻害しないと予測する。
3	鷹巣海水浴場	本地点に直接的な改変は及ばない。 また、最寄りの風力発電機から約3.5kmの離隔を確保していること、眺望の変化は「10.1.7 景観」のとおりであることから、地形改変及び施設の存在により本地点の現況の利用を阻害しないと予測する。
4	亀島（園地）	本地点に直接的な改変は及ばない。 また、最寄りの風力発電機から約3.2kmの離隔を確保していること、園地から風力発電機は視認できないことから、地形改変及び施設の存在により本地点の現況の利用を阻害しないと予測する。
5	中部北陸自然歩道 （日本海を望む道）	本道に直接的な改変は及ばない。 また、風力発電機が最も近接する地点でも約2.5kmの離隔を確保していること、本事業計画地方向が視認できる場所は限られており、かつ視認できる「鷹巣海岸線（歩道）」からの眺望の変化は「10.1.7 景観」のとおりであることから、地形改変及び施設の存在により本道の現況の利用を阻害しないと予測する。

注：表中番号は、図 10.1.8-1 に対応する。

(c) 評価の結果

ｱ. 環境影響の回避、低減に関する評価

地形改変及び施設の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するための環境保全措置は以下のとおりである。

・既存道路の活用により、事業の実施に伴う土地の改変を最小限に抑え、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲には可能な限り改変が及ばない計画とする。
・樹木の伐採は必要最小限にとどめるとともに、造成工事により生じた裸地部のうち、切盛法面は適切に緑化を行い、植生の早期回復に努める。
・風力発電機は周囲の環境になじみやすいよう、環境融和色に塗装する。

上記の環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。